

○世羅町議会議員政治倫理規程

平成27年12月17日議会規程第1号

世羅町議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、世羅町議会議員（以下「議員」という。）が町民全体の代表者として、議員の責務と規範を正しく認識するとともに、自己の研さんと資質の向上に努め、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 法令並びに議会及び委員会等の決定事項を誠実に守り、議員としての品位と名誉を損なう行為を慎み、町民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しない。
- (3) あらゆるハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある言動をしないこと。
- (4) 町（町が設立した公社並びに町が資本金その他これらに準じるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。以下同じ。）が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は町が行う許認可に関して、不当な関与をしない。
- (5) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけない。
- (6) 町職員の採用又は人事に関して、不当な関与をしない。
- (7) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しない。

(有罪判決後の辞職)

第4条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までに定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪により有罪の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。

2 議会は、前項の規定による辞職手続を執らない議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

（請負等に関する遵守事項）

第5条 議員は、次の各号のいずれかに該当する企業の町に対する工事等の請負、業務委託若しくは物品納入（以下「請負等」という。）について、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑の念を生じさせないようにするため、請負等を辞退するように努めなければならない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が300万円を超えない者を除く。

（1） 議員が資本その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

（2） 議員が役員をしている企業又はその経営方針に関与している企業

（3） 議員が報酬（顧問料等その名目を問わない。以下同じ。）を受けている企業
（法人等への役員就任）

第6条 議員は、町から補助金及び委託料により運営費の過半の交付を受けている法人又は団体について、役員に就任しないよう努めなければならない。

（審査の請求）

第7条 議員は、この規程に違反する行為をした疑いがあると認められた議員があるときは、議長を除く2名の議員の連署をもって代表議員から、審査請求書の提出により議長に審査を請求することができる。

（取扱審査会の設置）

第8条 議長は、審査請求があったときは、議会に世羅町議会議員審査請求取扱審査会（以下「取扱審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案を付託する。

2 取扱審査会は、審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）及び当該審査請求を行った代表議員1名を除く議員を当該取扱審査会の委員とする。

3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

- 4 取扱審査会に委員長を置き、副議長をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、年長者が委員長の職務を代理する。

(取扱審査会の運営)

第9条 取扱審査会は、議長から付託された事案に係る審査請求の適否及び政治倫理基準に違反する行為の存否の取扱いについて審査する。

- 2 取扱審査会は、取扱審査会の委員の3分の2以上（委員長を含む。）が出席しなければ開くことができない。
- 3 取扱審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席議員の3分の2以上（委員長を含む。）の同意を得て、非公開とすることができる。
- 4 取扱審査会は、審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 5 取扱審査会の議事は、出席委員の過半数（委員長を含む。）で決する。
- 6 取扱審査会の委員は、会議が非公開の場合は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(取扱審査会の報告等)

第10条 取扱審査会は、審査請求に係る事案の審査を終了したときは、速やかに、その結果及び取扱審査会が必要と認めることを議長に報告しなければならない。この場合において、当該取扱審査会は、次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) 世羅町議会議員政治倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）を設置し、当該事案を付託すること。
- (2) その他取扱審査会が必要と認めること。

(議長の措置等)

第11条 議長は、前条の意見を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、前条第1号に規定する措置に係る意見を受けたときは、倫理審査会を設置し、審査請求に係る事案を付託しなければならない。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求を行った議員及び対象議員に対し、当該措置の内容を通知するものとする。

(倫理審査会の組織及び運営等)

第12条 倫理審査会の委員(以下「委員」という。)は、議長が世羅町議会委員会条例(平成16年条例第150号)第4条の2に規定する議会運営委員会の委員6人を任命する。ただし、対象議員及び審査請求を行った議員は、当該倫理審査会の委員となることはできない。

2 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに委員を年長者から任命するものとする。

3 倫理審査会の組織及び運営は、次に定めるところによる。

(1) 倫理審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(2) 倫理審査会は、委員の3分の2以上(委員長を含む。)が出席しなければ、会議を開くことができない。

(3) 倫理審査会の議事は、出席委員の3分の2以上(委員長を含む。)の同意により決定する。

4 倫理審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上(委員長を含む。)の同意を得て、非公開とすることができる。

5 倫理審査会の委員は、会議が非公開の場合は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(倫理審査会の調査)

第13条 倫理審査会は、付託された審査請求の審査を行うため、当該審査請求の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、対象議員及び関係者に対し、資料請求並びに事情聴取など必要な調査を行うことができる。

2 対象議員は、倫理審査会において弁明をしようとするときは、弁明を記載した書面を倫理審査会に提出しなければならない。

3 倫理審査会は、審査のために必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第14条 倫理審査会は、審査が終了したときは、議長に対し審査結果の報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。

(審査結果に伴う議長の措置)

第15条 議長は、倫理審査会からの審査結果の報告書を尊重し、この規程に違反する行為があったと認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) この規程を遵守するため警告し、誓約書の提出を求める。

(2) 議員辞職勧告決議の調整

(3) 前2号に掲げるもののほか、倫理審査会及び議長が必要と認める措置を行うこと。

(審査結果の公表)

第16条 議長は、第14条の審査結果の報告書が提出されたときは、倫理審査会の審査概要及び審査結果を公表するものとする。前条各号に定める措置を講じたときも、また同様とする。

(議長の職務の代行)

第17条 議長が審査対象議員となったときには副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときには年長議員が、この規程に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月20日から施行する。